

「答申（案）の中間まとめ」に対する意見募集の結果について

- 1 募集期間 令和2年9月14日から令和2年10月13日まで
- 2 意見送付者数 3名
- 3 御意見の内容

第1章 東京都食品安全推進計画改定に当たっての考え方

	該当箇所			御意見（要旨）	御意見に対する考え方（案）
	ページ	柱No.	内容		
1	5	1	子ども食堂、認知症カフェなどについて	自治体が子ども食堂に携わる場合、業務委託する委託先に丸投げせず、最初から最後まで責任を持って継続的に運営に携わり、主催者側の視点から喫食者側の視点で運営を行うべきと考える。	<p>答申（案）の基本施策4及び重点施策3において、子ども食堂等のボランティア等のように、福祉を目的として食品を提供する事業主体に対し、衛生管理に関するガイドラインを作成し、安全に食品を提供できるよう取組を支援することとしています。</p> <p>今後作成するガイドラインの内容については、区市町村に情報提供するとともに、ホームページに掲載し広く子供食堂の運営に携わる方に活用いただき、衛生管理の向上に向けた取組を推進していきます。</p>

第2章 食品の安全確保のための施策

	該当箇所			御意見（要旨）	御意見に対する考え方（案）
	ページ	施策No.	施策名		
2	10	基本3 重点2	HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進	HACCPに沿った衛生管理の対象外となる業種について分かりやすく記載してほしい。	<p>食品衛生法で許可又は届出の対象となる事業者は、HACCPに沿った衛生管理の対象となります。</p> <p>許可や届出の対象外となる事業者については、答申の附属資料として用語説明を追加する予定です。</p>

3	10	基本3 重点2	HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進	都内において、法令上の届出が必要だが、未届けになっている施設を把握すべきである。また、HACCPに沿った衛生管理を行っている施設についての情報をネット上で公開するとともに、高齢者などネットを使用しない利用者にも分かりやすいよう、ステッカー等で周知すべきである。	答申（案）の基本施策3及び重点施策2において、HACCPに沿った衛生管理を事業者が円滑かつ速やかに導入し、定着させられるよう、新たに許可又は届出対象となる事業者を含め、相談の受付など丁寧な周知及び技術的支援を行うこととしています。 また、基本施策21において、営業施設に対し衛生管理等に関する監視指導を実施することとしています。事業者からの届出漏れ等がないよう丁寧に周知を行うとともに、監視指導において届出状況の把握に努めていきます。 その他、HACCPに沿った衛生管理を行っている施設についての都民への情報提供については、事業者におけるHACCPの定着の状況等を確認しながら検討していく課題と考えます。
4	10	基本4 重点3	多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進	HACCPに沿った衛生管理の対象外となる施設であっても、施設内で調理を行い食事の提供をする場合は、保健所へ衛生管理等の相談を行うべき。	答申（案）の基本施策4において、営業許可や届出の対象外となる業種等の様々な食提供主体に対しても、衛生管理水準を確保し、安全な食品を提供できるよう、情報提供・技術的支援を行うこととしています。HACCPに沿った衛生管理の対象外となる施設から保健所が相談を受けた場合も、適切に助言等を行っていきます。
5	11	基本10	事業者に対する講習会等の開催	食品衛生責任者のうち、養成講習会の受講義務がない調理師、製菓衛生師、栄養士等についても、定期的にフォローアップのための講習会を受講し、最新の知見をもって指導できるようにすべきである。	食品衛生責任者は、厚生労働省令で「講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること」とされています。 また、答申（案）の基本施策10において、食品衛生責任者等に対する衛生講習会を開催し、適切な衛生管理を促進させることとしています。引き続き、食品衛生責任者等に対する衛生講習会を実施していきます。
6	17	基本31	食品の安全に関する普及啓発・情報提供	食中毒の発生状況や、保健所による食中毒発生時における衛生指導内容などについての情報提供を充実させ、事業者が自らの施設で教育、訓練等へ生かせるようにしてほしい。	都では、都内の食中毒発生状況や個別の事例等について、ホームページやメールマガジン等の媒体を通じて情報提供を行っています。 答申（案）の基本施策31においても、様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者に提供することとしており、引き続き、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく情報提供していきます。

7	17	基本34 重点11	総合的な食物アレルギー対策の推進	<p>食物アレルギー発症時の緊急対応を救命講習に取り入れるなど、食物アレルギーへの対応について普及していくべきと考える。</p>	<p>答申（案）の基本施策34及び重点施策11において、食物アレルギーの発症時の緊急時対応などについて、学校や保育所等への普及啓発を関係各局が連携して進めることとしています。</p> <p>また、平成30年3月に策定した東京都アレルギー疾患対策推進計画において、社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上を施策として位置付けています。</p> <p>緊急時の対応力を向上させるため、関係者向けの研修の実施等により知識の普及を進めるとともに、応急救護訓練及び救命講習等を実施していきます。</p>
---	----	--------------	------------------	--	--

第3章 推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方

ページ	該当箇所			御意見（要旨）	御意見に対する考え方（案）
	行	内容	該当箇所		
8	29	17		<p>「さらに、<u>都民、事業者など</u>関係者の意見を反映」</p> <p>下線部を以下の文に修正したい。</p> <p>「東京は世界の首都であるとの自覚をもって、共生社会に適合する施策力が求められています。都民、国内外事業者、都、国などが衆知一体となった各々の責務と責任ある役割を果たせる施策として、これまで国内外を含め実情を踏まえ、現在・未来を見据えた体制での」</p>	御意見として承り、原案の記載とさせていただきます。
9	30	6		<p>「安全を取り巻く状況を十分に考慮して、<u>次期推進計画を策定し、</u>」</p> <p>次期推進計画の前に以下の文を追記したい。</p> <p>「新たなあらゆる社会動態の変化にあっても対応できる」</p>	御意見として承り、原案の記載とさせていただきます。

その他

	内容	御意見（要旨）	御意見に対する考え方（案）
10	全文、概要の記載について	用語の簡易解説を追記してはいかがか。	答申の附属資料として用語説明を追加する予定です。
11	管轄保健所の在り方	今後、営業許可制度見直し時には、地方自治体の運用面を含めた「判断基準の統一」を図るべき。 国が営業許可制度を全国平準化する考えならば、平常相談については、管轄外の保健所でも相談を受付けるようにすべきと考える。	保健所での営業施設や取扱食品についての詳細な御相談においては、指導や処分につながる情報を取り扱うこともあるため、指導等の権限を持つ管轄の保健所で受け付けることとしていますが、法制度や食品の規格基準などに関する一般的な相談については、管轄外の保健所でも対応が可能です。 保健所の指導等に異議がある場合には、保健所を所管する部署や関係法令を所管する部署に御相談いただくことになります。 なお、公益通報に係る案件については、公益通報者保護法に基づき適切に対応しています。
12		現在、営業者の屋号、法人名を言わないと、相談を受けない保健所が多いが、氏名、連絡先だけでも相談にのっていただけないか。保健所へ相談すると職場で不利益を被ることもあるため、保健所は相談者が所属を明かなくとも相談に応じるなど、柔軟な対応が必要である。	
13		管轄の保健所の指導、助言に異議がある場合の相談窓口を設けていただきたい。	